

株式交換に関する事後開示書類  
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号、  
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2022 年 4 月 1 日

株式会社 A&D ホロンホールディングス

株式会社ホロン

2022年4月1日

## 株式交換に関する事後開示書類

東京都豊島区東池袋三丁目23番14号  
株式会社A&D ホロンホールディングス  
代表取締役 森島 泰信

東京都立川市上砂町5丁目40番地の1  
株式会社ホロン  
代表取締役社長 張 皓

株式会社A&D ホロンホールディングス（旧商号：株式会社エー・アンド・デイ、以下「A&D ホロン」といいます。）及び株式会社ホロン（以下「ホロン」といいます。）は、2021年11月29日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、A&D ホロンを株式交換完全親会社、ホロンを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、同第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に基づいて開示すべき事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）  
2022年4月1日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
  - (1) 会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過  
会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求を行ったホロンの株主はおりませんでした。
  - (2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過  
ホロンは、会社法第785条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定に基づき、2022年3月9日付で、ホロンの株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社であるA&D ホロンの商号及び住所並びに買取口座を電子公告にて公告しましたが、会社法第785条第5項に定める期間内に、同条第1項に従って、ホロンに対して株式の買取請求を行った株主

はいませんでした。

- (3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過  
該当事項はありません。
  - (4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過  
該当事項はありません。
3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）
- (1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過  
会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求を行った A&D ホロンの株主はおりませんでした。
  - (2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過  
A&D ホロンは、会社法第 797 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項に従い、2022 年 3 月 9 日付で A&D ホロンの株主に対して、本株式交換をする旨、株式交換完全子会社であるホロンの商号及び住所並びに買取口座を電子公告にて公告しましたが、会社法第 797 条第 5 項に定める期間内に、同条第 1 項に従って、A&D ホロンに対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。
  - (3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過  
該当事項はありません。
4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）  
本株式交換により A&D ホロンに移転したホロンの普通株式の数は、1,873,280 株です。
5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）
- (1) A&D ホロンは、会社法第 795 条第 1 項の規定により、2022 年 2 月 28 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
  - (2) ホロンは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2022 年 2 月 28 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
  - (3) A&D ホロンは、本株式交換に際して、本株式交換により A&D ホロンがホロンの

普通株式（ただし、A&D ホロンが保有するホロンの普通株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のホロンの株主の皆様（ただし、後記(5)に記載のホロンの自己株式が消却された後の株主をいい、A&D ホロンを除きます。）に対し、その保有するホロンの普通株式 1 株に対して A&D ホロンの普通株式 3.60 株の割合をもって A&D ホロンの普通株式を割当交付しました。A&D ホロンが交付した普通株式の総数は 6,743,808 株です。

- (4) 本株式交換により増加する A&D ホロンの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従って、A&D ホロンが適当に定めるものとします。かかる取扱いは、法令及び A&D ホロンの資本政策に鑑み、相当であると考えております。
- (5) ホロンは、2022 年 3 月 10 日開催の取締役会の決議により、基準時においてホロンが保有していた自己株式 520 株の全部を、基準時をもって消却いたしました。
- (6) ホロンの普通株式は、東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場において、2022 年 3 月 30 日付で上場廃止となりました。

以上